

公 示 送 達 書

下記の者にかかる次に掲げる書類を公示送達します。
なお、これらの書類は事務所長が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

8 県税第137519号
令和8年9月10日

香川県県税事務所長

[illegible]

(注) この提示を始めた日から起算して7日を経過したときは上記の書類の送達があったものとみなされます。